

第1節 総則

（防災統括室）

南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、県民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第1 計画の目的

本章に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、本県における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

第2 計画の基本方針

- 1 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められて来た。本県においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定されたことを受け、奈良県全域を対象としてその対策を推進してきた。
- 2 こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。
- 3 国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低い、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされており、また、本県においても最大で死者数約1,700名など、多大な被害をもたらすおそれがあるとされている。
- 4 この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、県民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減

災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、県及び市町村による「公助」との連携・協働を図るため、県民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

5 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、被災地域外からの支援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。

(1) 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本県の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う。

(2) 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、県内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

(3) 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

国の地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」によると、南海トラフで次に発生する地震は、多様な震源パターンがあり得るが、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60%～70%に達すると評価されており、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

(4) 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

6 本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

「第1章第2節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

（防災統括室）

県、市町村は、「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

第1 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画

県、市町村は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

第2 その他

上記第1以外の事業についても、別に年次計画を定めてその施設等の整備促進に努める。

第3節 防災訓練計画等

（防災統括室、安全・安心まちづくり推進課）

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

第1 防災訓練計画

防災訓練計画については、次の点に留意して「第2章第7節 防災訓練計画」に基づき実施する。

- （1）県は、南海トラフ巨大地震等に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、職員非常参集訓練、情報伝達訓練などの災害対策本部運営訓練、患者搬送訓練、物資輸送訓練、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう具体的要請内容を想定した訓練などの現場対応訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る。
- （2）防災訓練は、ロールプレイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入する。
- （3）防災訓練の実施にあたっては、可能な限り住民や自主防災組織の参加を求め、地域防災力の向上を図る。
- （4）県は、防災訓練を通じて各種マニュアル、応援協定、防災関係施設の有効性の検証を行い、発災時の対応能力の向上を図る。
- （5）県は、中長期的視点に立った各種訓練の体系化、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び訓練成果の着実な蓄積により防災力の向上を図る。

第2 広域応援訓練

県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき実施される、南海トラフ巨大地震等を想定した広域応援に関する合同訓練を実施または参加し、他府県と連携を図り、広域応援体制の構築に努める。

第3 公共施設における防災対策の充実

各公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第4節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

（防災統括室、安全・安心まちづくり推進課、教育委員会）

県は、市町村その他の防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、「第2章第6節 防災教育計画」に基づく取り組みのほか、以下の南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1 県職員に対する防災知識の普及

県は、南海トラフ巨大地震等の防災対策の円滑な実施を図るため、職員の各種セミナー受講や「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」での研修受講等を促進することにより、必要な防災知識の普及を図るものとする。その内容は次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - （1）広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - （2）膨大な数の避難者の発生
 - （3）被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - （4）被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - （5）電力・燃料等のエネルギー不足
 - （6）帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - （7）復旧・復興の長期化
- 5 地震及び津波に関する一般的な知識
- 6 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 7 職員等が果たすべき役割
- 8 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 9 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 県民に対する防災知識の普及

県民の一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る」という自助・共助の意識を普及させるため、県は、市町村等と協力して、インターネット（消防庁、県、市町村のホームページなど）、県政出前トークの活用等により、住民等に対する防災知識の普及を図るとともに、市町村等が行う県民等に対する防災知

識の普及に関し必要な助言を行うものとする。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- 1 地震発生時における地域の災害危険箇所
- 2 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 3 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告の発令基準など避難に関する知識
- 4 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 5 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 6 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- 7 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- 8 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - （1）広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - （2）被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - （3）電力・燃料等のエネルギー不足
 - （4）帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

県、市町村及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

1 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容

- （1）南海トラフ巨大地震等に関する知識
- （2）地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
- （3）地震発生時の緊急行動
- （4）応急処置の方法
- （5）教職員の業務分担
- （6）児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
- （7）学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
- （8）ボランティア活動
- （9）その他

2 教育・指導の方法

- （1）教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
- （2）研修等を通じた教職員への地震防災教育
- （3）PTA活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

3 その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本節第1に準じる。

第5節 地域防災力の向上に関する計画

（防災統括室、安全・安心まちづくり推進課）

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から奈良県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、県民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、奈良県においても活断層による内陸型地震と同じく非常に多数の死者・負傷者の発生も想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域におよび特に沿岸地域の津波被害が極めて甚大となるため他地域からの奈良県への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、県、市町村及び各消防（局）本部は、「第2章第8節 自主防災組織の育成に関する計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

1 南海トラフ巨大地震の特性およびその対策についての知識の普及

（他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など）

2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援

（特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援）

3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認

（ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等）

4 自主防災組織同士の連携の促進

（交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等） 等

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食糧の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

県、市町村においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。

第6節 広域かつ甚大な被害への備え

（防災統括室、観光局、まちづくり推進局、教育委員会）

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

第1 建築物の耐震性の確保

地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60～70%に達すると評価されている。

南海トラフ巨大地震の被害想定では、本県では津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされている。さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、これらの被害をできる限り減少させるため、奈良県耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化に重点的に取り組む。

（「第2章第13節 建築物等災害予防計画」参照）

1 住宅の耐震化促進等

住宅の耐震化は、地震による被害から県民が自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。県は、県民による耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、市町村が実施する耐震セミナーの開催を働きかける等により、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、県民の自発的な取り組みを支援する。

また、屋内において、固定していない家具等の転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、県民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年5月29日公布）により、全ての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化された。県及び市町村は、既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識の普及・啓発を図る。また、耐震診断が義務化された建築物にあっては、所有者への周知に努めるとともに、耐震診断に対する助成制度の充実を図る。

3 非構造部材の耐震対策

県及び市町村は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第2 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

このため、県その他の防災関係機関は、このような長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、今後の、国等の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第3 斜面崩壊、液状化対策

1 斜面崩壊対策

第2次奈良県地震被害想定調査によると、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊された場合、本県では約80棟の建物が斜面災害により全壊するとされている。また、中央防災会議が平成15年9月に公表した被害想定によると、急傾斜危険箇所の急傾斜地崩壊対策がまったく行われていなかった場合を全国レベルで想定すると、建物の全壊棟数は現時点での想定被害の約1.5倍になるとされている。

(1) 地すべり防止区域の指定

「第2章第19節 地盤災害予防計画」第2の1に基づき実施する。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「第2章第19節 地盤災害予防計画」第2の2に基づき実施する。

(3) 山地災害危険区域の指定

「第2章第19節 地盤災害予防計画」第2の3に基づき実施する。

(4) 土地利用の適正化

「第2章第19節 地盤災害予防計画」第4、第5及び第6に基づき実施する。

2 液状化対策

第2次奈良県地震被害想定調査結果によると、本県では約1,200棟の建物が液状化により全壊するとされている。また、国が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策最終報告においても、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震改修工事を通じた宅地耐震化の促進等の必要性が指摘されている。

大規模な構造物は、地下深く堅い支持層まで杭を打つなど液状化対策が講じられてきたが、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動の発生事例も報告されている。

県その他の防災関係機関は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、県管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。

第4 時間差発生による災害の拡大防止

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、県、市町村及び防災関係機関は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

(1) 予防計画

最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するため、県は被災建築物応急危険度判定士の県登録者を1,000人以上確保するように努める。また、同様に被災宅地の被害を調査し、その宅地への立入りに際しての危険度を判定する被災宅地危険度判定士の県登録者を100人以上確保するように努める。

また、震災後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制のさらなる整備を進める。

府県境界を超えた相互支援体制の整備については、「全国被災建築物応急危険度判定連絡協議会」、「近畿被災建築物応急危険度判定連絡協議会」及び「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も引き続き判定士の派遣、判定資機材の備蓄等を含めた相互支援体制の整備を図る。

(2) 応急対策計画

① 土砂災害対策

「第3章第21節 地盤災害応急対策計画」第2に基づき実施する。

② 被災建築物の応急危険度判定

「第3章第15節 建築物の応急対策計画」第1に基づき実施する。

③ 被災宅地の危険度判定

「第3章第21節 地盤災害応急対策計画」第6に基づき実施する。

第5 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるので、次の対策を推進する。

1 県外就業率・就学率が高いという本県の特徴を踏まえ、県外就業者・就学者（県民）

に対して、「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」こと及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者対策を推進する。

- 2 年間約3,300万人の観光客が本県を訪れることから、観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市町村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。

第6 文化財保護対策

本県には多数の文化財建造物が存在するので、被害軽減対策の強化、および近隣府県等の関係諸機関との連携が必要である。被害軽減には「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年、文化庁）及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年、24年改正、文化庁）に則るとともに、「災害から文化遺産と地域を護る検討委員会」（内閣府等）や「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」（内閣府・文化庁等）の検討結果を参考にするほか、「第2章第13節 建築物等災害予防計画」第5に基づき対策を促進する。

第7節 地震発生時の応急対策等

（防災統括室等）

南海トラフ巨大地震等が発生した場合、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

第1 災害対策本部等の設置

1 防災組織計画

県及び市町村は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部または災害支援対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

【災害対策系統図】

```
graph TD
    National[内閣総理大臣  
非常災害対策本部等  
中央防災会議]
    National -- "指示 28条" --> DesignatedOrgs[指定公共機関及び指定地方公共機関  
災害対策本部]
    National -- "総合調整" --> DesignatedAdminOrgs[指定行政機関  
災害対策本部]
    National -- "指示 28条" --> DesignatedLocalAdminOrgs[指定地方行政機関  
災害対策本部]
    National -- "職員派遣要請 29条" --> DesignatedLocalAdminOrgs
    National -- "職員派遣要請 29条" --> OtherPref[他都道府県]
    National -- "応援要求 74条" --> OtherPref
    National -- "職員派遣要請 29条" --> OtherMunicipalities[他市町村]
    National -- "応援要求 67条" --> OtherMunicipalities

    PrefGov[奈良県知事  
奈良県災害対策本部  
奈良県水防本部]
    PrefGov -- "指示 72条" --> CityTownVillage[市町村長  
災害対策本部]
    PrefGov -- "従事命令 応急措置 71条" --> CityTownVillage
    PrefGov -- "応援要求 68条" --> CityTownVillage
    PrefGov -- "応援要求 64条 65条" --> AffectedResidents[被災住民]

    CityTownVillage -- "出動命令 58条" --> FireWaterDefense[消防機関又は水防団]
    CityTownVillage -- "応急措置準備要請 58条" --> Police[警察官]
    CityTownVillage -- "避難指示 60条" --> AffectedResidents
    CityTownVillage -- "避難指示 61条" --> FireWaterDefense
    CityTownVillage -- "避難指示 61条" --> Police
    CityTownVillage -- "避難指示 65条" --> AffectedResidents

    FireWaterDefense -- "避難指示 61条" --> AffectedResidents
    Police -- "避難指示 61条" --> AffectedResidents
```

※条番号はすべて災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の条文を表す。

2 災害対策本部（災害支援対策本部）の設置

知事は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震または当該地震等と想定される地震が発生したと判断したときは、直ちに奈良県災害対策本部または災害支援対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

3 災害対策本部（災害支援対策本部）体制の組織及び事務分掌等

奈良県災害対策本部体制は「第3章第6節 活動体制計画」第4に、災害支援対策本部体制は「第3章第12節 支援体制の整備」に準ずる。

（1）組織

奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。

① 組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

また、本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

② 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。

なお、本部員が出席できないときは、副部長等が代理出席する。

③ 各部局連絡員及び連絡事項

各部局連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。

（2）分担事務

災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副部長及び班長を置く。

本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。

副本部長は、本部長を補佐する。

危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。

部長は、本部長の命をうけ、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

副部長は、上司の命をうけ、その事務に従事する。

班長は、上司の命をうけ、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。

① 副知事（防災担当）

② 危機管理監

③ 総務部長

④ 健康福祉部長

4 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。

5 指定地方行政機関等の活動体制

県の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。

また、災害応急対策に従事する職員の動員配備及びサービスの基準等をあらかじめ定める。

第2 地震発生時の応急対策

1 地震情報の収集・伝達

（1）地震に関する情報の種類

種 類	内 容
震源・震度に関する情報 (気象庁)	震度3以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報 (気象庁)	震度1以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある観測点の震度情報が得られていない場合、その市町村名を発表する。
その他の情報 (気象庁)	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数情報を発表する。
緊急地震速報 (気象庁)	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度 (奈良県)	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、気象庁が速やかに精査した上で発表される。

（２）地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県、県警、日本放送協会奈良放送局に通知する。

- ① 県内で震度３以上を観測したとき
- ② その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

（３）各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

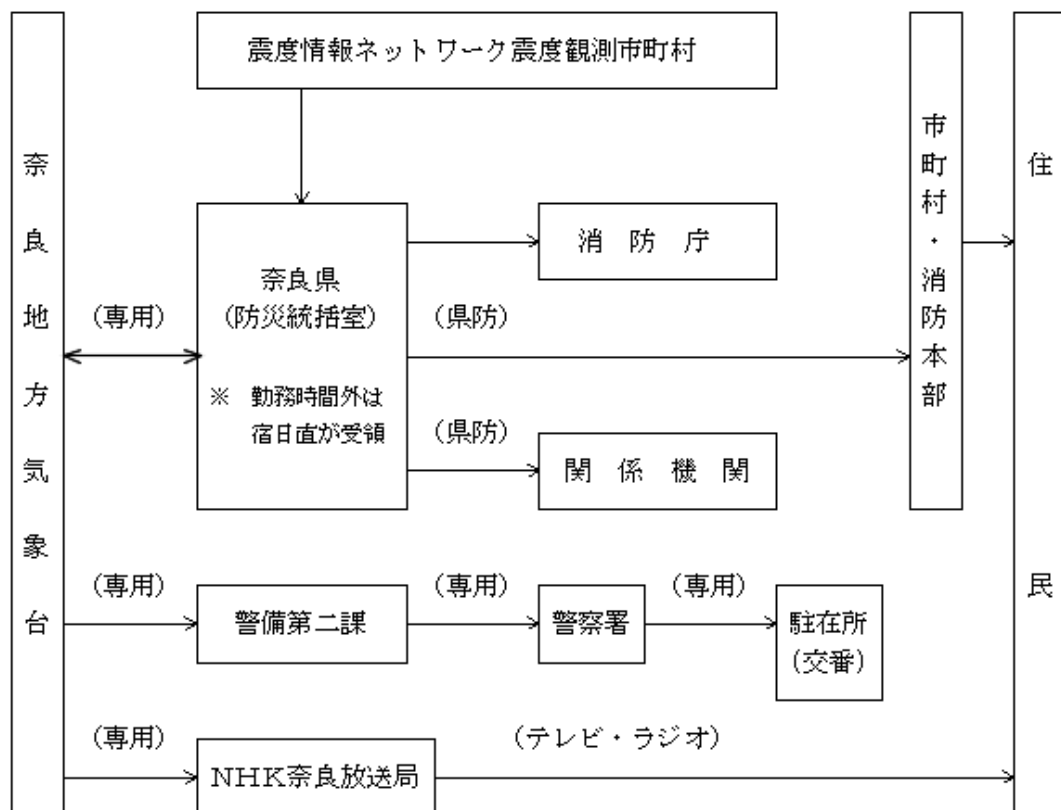
県からは、県防災行政無線等により、市町村、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

市町村その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに市町村防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

（４）伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度１以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度３以上で県内市町村及び消防本部に、震度４以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第４施設団に通知する。



（県防）は県防災行政無線、（専用）は専用線又は専用無線

2 早期災害情報の収集

（１）被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難勧告・指示の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

（２）実施機関

① 県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

② 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

（３）災害時緊急連絡員による情報収集

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置するような災害が発生した際には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

被災市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県災害対策本部に報告する。また、県災害対策本部と被災市町村災害対策本部の間の連絡調整等の業務に従事する。

（４）ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（「第3章第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」、「第3章第13節 受援体制の整備」参照）

（５）参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し参集後班長（所属長等）に報告する。班長は、職員の情報内容を県災害対策本部等に報告する。

（６）異常現象発見者の通報

① 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村また

は警察官に通報する。

② 市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

(1) 報告の基準

市町村等は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

(2) 調査・報告

① 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする災害時要援護者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（災害時要援護者については、「第3章第4節 災害時要援護者の支援計画」参照）。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	保健所 県農林振興事務所 県家畜保健衛生所 農林振興事務所 農林振興事務所 農林振興事務所 農林振興事務所 土木事務所 土木事務所 市町村 市町村（県）教育委員会 警察本部、警察署 市町村
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村（県）	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村（県）	
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	
7 畜産被害	市町村	
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	
11 林産物、林産施設被害	市町村	
12 商工関係被害	市町村（県）	
13 公共土木施設被害	市町村（県）	
14 都市施設被害	各施設	
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	
16 文教関係施設被害	市町村（県）教育委員会	
17 文化財被害	警察本部、警察署	
18 警察関係被害	指定公共機関等	
19 生活関連施設被害		

② 報告の基準（即報基準）

市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(イ) 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。

(ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。

(エ) 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。

(オ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

(カ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)から(オ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

(キ) 地震が発生し、区域内で震度4以上を記録したもの。

(ク) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があるもの。

ると認められるもの。

③ 報告の基準（直接報告基準）

市町村は、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告するものとする。

（3）市町村防災担当課から県防災統括室への報告

① 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

② 災害概況即報

市町村防災担当課は、即報基準に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

また、直接報告基準に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に「被害状況報告様式」により報告するものとする。

③ 被害状況即報

市町村防災担当課は、即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

④ 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

⑤ 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

（4）報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

（5）報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は

県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

（6）市町村事業担当課から県事業担当課への報告

① 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第2 被害状況等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

② 県事業担当課

（ア）県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。

（イ）県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて主管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

③ 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

④ 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

（7）被災者の安否情報

① 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

（ア）被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

（イ）被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

（ウ）被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

② 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

(ア) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

(イ) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(ウ) 照会をする理由

③ 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 施設の緊急点検・巡視

県は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

5 二次災害の防止

県は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村に注意を促すものとする。

第3 資機材、人員等の配備手配

1 資機材等の調達手配

県は、管内の市町村等における必要な物資、資材（「第5章第14節 物資等の確保」に規定する食糧及び生活必需品等を除く。以下「資材等」という。）の確保状況を把握するとともに、市町村等から当該資材等の供給の要請があった場合は、可能な範囲で当該資材等の供給体制の確保を図るため県が保有する資材等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

なお、災害復旧のため緊急に県が使用する建設機械、資材については、近畿地方整備局、関係団体との防災協定に基づき調達する。

2 人員の配備

県は、市町村等における人員の配備状況を把握するとともに、市町村等から人員の配備について要請があった場合は、可能な範囲で県からの人員派遣等の措置をとるものとする。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

（1）防災関係機関は、地震が発生した場合において、奈良県地域防災計画に定める災

害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

（２）機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第４ 他機関に対する応援要請

１ 県または警察本部が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定等は次のとおりである。

（１）県が締結している応援協定等

- ・近畿２府５県府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書（近畿２府５県等）
- ・奈良県水道災害相互応援に関する協定（各市町村長等）
- ・緊急物資供給協定書（業者）
- ・災害時における医療救護活動に関する協定書（奈良県医師会）
- ・災害時における医療救護活動に関する協定書（奈良県病院協会）
- ・災害時における医療救護活動に関する協定書（奈良県歯科医師会）
- ・災害時における医療救護活動に関する協定書（奈良県薬剤師会）
- ・災害時における医療救護活動に関する協定書（奈良県看護協会）
- ・災害時における医薬品の供給等に関する協定書（奈良県医薬品卸協同組合）
- ・災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書
（日本放送協会奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社）
- ・緊急警報放送の放送要請に関する覚書（日本放送協会奈良放送局）
- ・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会等）
- ・近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（近畿２府７県、関西広域連合）
- ・紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定（三重県、和歌山県）
- ・滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定（滋賀県）
- ・災害時における災害救助犬の出動に関する協定（日本レスキュー協会）
- ・災害時の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）
- ・災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定書
（奈良県測量設計業協会）
- ・災害時等における緊急対応業務に関する基本協定書
（奈良県建設業協会、同和建設部会、奈良県緑化土木協同組合、奈良県環境緑化協同組合、奈良県緑地園芸協同組合、奈良県造園建設業協会）
- ・災害時における奈良県管理橋梁の応急対策業務に関する協定
（日本橋梁建設業協会関西支部）
（プレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部）
- ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書
（プレハブ建築協会）
- ・災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書
（住宅金融公庫大阪支店（現独立行政法人 住宅金融支援機構 近畿支店））
- ・災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定
（奈良県警備業協会）

地震編 第5章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

- ・災害時における応急対策業務に関する協定書
（日本下水道管路管理業協会関西支部）
 - ・災害時における電気設備の応急対策業務に関する協定
（奈良電業協会）
 - ・災害時における機械設備の応急対策業務に関する協定書
（奈良県空調衛生工業協会）
 - ・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定
（奈良県石油商業組合）
 - ・災害時における車両等の排除活動に関する覚書
（日本自動車連盟奈良支部）
 - ・災害時における車両等の排除活動に関する覚書
（奈良県レッカー事業協同組合）
 - ・災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定書
（奈良県高圧ガス保安協会）
 - ・災害時における救援物資の保管等に関する協定書
（奈良県倉庫協会）
 - ・災害時等における緊急物資供給協力に関する協定書
（日本福祉用具供給協会）
 - ・災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書
（奈良県トラック協会）
 - ・危機発生時の支援協力に関する協定
（関西ゴルフ連盟）
 - ・大規模災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書
（奈良県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会）
 - ・大規模災害時等における遺体の搬送等の協力に関する協定書
（全国霊柩自動車協会）
- (2) 警察本部が締結している応援協定等
- ・大規模災害発生時における支援に関する協定（一般社団法人奈良県警友会連合会）
 - ・警察署使用不能時における施設使用に関する協定（大和郡山市・郡山警察署）
 - ・警察署使用不能時における施設使用に関する協定（生駒市・生駒警察署）
 - ・災害時の石油類燃料の供給等における協定（奈良県石油商業組合、近畿管区警察局奈良県情報通信部）
 - ・災害等における建設機械等のレンタル機材の供給に関する協定（株式会社大紀）
 - ・災害時における車両等の排除活動に関する覚書（奈良県レッカー事業協同組合）
 - ・災害時における車両等の排除活動に関する覚書（日本自動車連盟関西本部奈良支部）
 - ・災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定（奈良県警備業協会）
- 2 県は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援等を要請するものとする。
- 3 県は必要があるときは、「第3章第13節 受援体制の整備」に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

なお、地震防災派遣を要請する予定の事項は、次のとおりである。

- ・ 被害状況の把握
 - ・ 避難の援助
 - ・ 遭難者の捜索活動
 - ・ 水防活動
 - ・ 消防活動
 - ・ 道路又は水路の啓開
 - ・ 応急医療・救護・防疫
 - ・ 人員及び物資の緊急輸送
 - ・ 炊飯及び給水
 - ・ 救援物資の無償貸与又は譲与
 - ・ 危険物の保安及び除去
 - ・ その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの
- 4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊の受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防機関と連絡体制を確保し、受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

第8節 消火活動計画

（消防救急課）

地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、住民等に初期消火の徹底を呼びかけるものとする。また、県内の市町村等による相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えた活動により、被害の軽減を図る。

第1 出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防組織等などによって行われるものであるため、各消防機関は関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

第2 消防活動

1 消防職員等の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となる恐れがある。また、消防器具、装備等が破損または搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

2 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

3 段階的防ぎょ方針

- （1）火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- （2）火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎょする。
- （3）火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第3 相互応援協定

1 県内市町村相互の広域応援体制

- （1）被災市町村は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。
- （2）奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、奈良県消防広域応援基本計画に定めるブロック幹事消防本部から代表消防本部（代行消防本部）を通じて他の協定市町村へ行う。

2 他都道府県からの応援体制

- (1) 市町村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、ブロック幹事消防本部から代表消防本部を通じて知事に対し応援要請を行う。
- (2) 知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

3 応援受入体制の整備

応援要請した市町村は、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

4 他都道府県に対する応援態勢

知事は、消防庁長官から応援のため必要な措置を求められたときは、代表消防本部と協議し、直ちに緊急消防援助隊の出動要請を行う。

第9節 医療救護計画

（医療政策部）

災害発生後48時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、倒壊家屋等からの救出者への救命措置や、火災や崩落事故等の災害現場における救急医療、迅速な医療機関への搬送の判断等、災害の多様な状況に的確な対応を図る。

さらに、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくることから、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に対応した医療救護の提供を図る。

災害は、発生要因（自然災害・人為災害）、被災範囲（広域災害・局地災害）や、発生場所、発生時刻、発生時期により被災・被害の程度が大きく異なり、必要とされる医療の内容も、時間の経過に伴い変化する。災害発生後48時間の急性期には、被災地へ重点的に医療資源を投入し、トリアージ及び応急治療を中心に行うとともに、重症傷病者は被災地外に搬送し、重傷者に対する迅速な高度医療を行うことが重要となる。急性期以降は、避難所等で避難生活を強いられる被災者の生命を守るため医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となる。また、地震災害の初動期には、倒壊家屋等の生き埋めになる被災者の救出と救命措置が重要であり、トンネル内の火災や崩落事故等の局地災害では、現場での救急医療を行うか、迅速に医療機関へ搬送するかどうかの判断が必要となってくる。そのため、それぞれの状況に的確に対応できる医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

第1 医療救護活動

1 市町村

- （1）市町村は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- （2）市町村は、市町村の対応能力のみでは十分でないと認める時は、県に医療救護班の派遣を要請する。
- （3）市町村は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- （4）市町村は、地域の医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、県保健所と情報共有を図る。

2 県（県医療救護本部）

- （1）県は、被災状況に応じて必要と認める時は、県災害対策本部内に医療救護本部（本部長：県医療政策部長）を設置する。

- (2) 県は、被災状況に応じて必要と認める時は、県保健所に県保健所救護本部（本部長：県保健所長）を設置する。
- (3) 県医療救護本部は、県内の医療機関の被災状況、医療需要の把握、県保健所災害対策本部等との連絡調整を行うとともに、医療救護チームの派遣調整、国及び近隣府県への医療救護チームの派遣要請など、県内の医療救護活動の総合調整（災害医療コーディネート）を行う。

3 県保健所（県保健所救護本部）

- (1) 県保健所は、管内の医療機関の被災状況及び医療需要を迅速に把握し、県医療救護本部に報告する。
- (2) 県保健所は、管内の地区医師会、医療関係機関及び市町村等と協議（地域災害医療対策会議）を行い、管内の被災状況及び医療需要を把握して県医療救護本部に報告する。

第2 医療情報の収集・伝達

県は、奈良県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）や防災無線、衛星携帯電話等、あらゆる手段を活用し、以下の内容の把握に努める。

- 1 傷病者の有無・人数・傷病程度等の被害状況
- 2 県内医療機関の医療提供能力、施設・設備の損壊状況
- 3 必要な支援の内容

また、奈良県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により把握した情報の発信に努める。

第3 医療救護チーム等の活動

1 DMATの派遣【県・災害拠点病院】

- (1) 県は、奈良DMATの出動が想定される場合は、県医療救護本部内に奈良県DMAT調整本部を設置する。
- (2) 県は、独自の情報収集や、市町村・消防機関等からの依頼に基づき、奈良DMATの出動が必要と判断した場合、災害拠点病院（DMAT指定病院）に派遣要請を行う。
- (3) 県は、DMAT活動の調整に当たっては、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、奈良県DMATコーディネーターと調整を図る。

※奈良県DMATコーディネーター：奈良DMATの迅速かつ的確な出動と活動を支援するとともに、災害急性期の医療施設等に関する助言を行う者。

2 県医療救護班の派遣【県・災害拠点病院】

- (1) 県は、市町村から医療救護班の派遣の要請があった時、又は被災状況に応じて医療救護が必要と認めたときは、直ちに県医療救護班を派遣する。
- (2) 県は、災害拠点病院等（県立医大、県立病院、市町村立病院等）から県医療救護班を派遣する。
- (3) 県は、県の対応能力のみでは十分でないと認める時は、国及び「近畿圏危機発生

時の相互応援に関する基本協定」等に基づき、近隣他府県に医療救護班の派遣を要請する。

- （４）県は、医療救護活動を行うにあたっては、県内医療機関の被災状況及び医療需要の迅速な把握に努める。

3 県医療救護班の活動場所及び業務内容【県・災害拠点病院】

（１）活動場所

県医療救護班は、市町村が設置する医療救護所等において医療救護活動を行う。

医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

- ① 避難所等に設置される医療救護所
- ② 負傷者が多数発生した災害現場
- ③ 負傷者が多数収容された病院

（２）業務内容

- ① 医療救護所の開設（市町村が予め指定する場所等）
- ② 負傷者の重症度の判定（トリアージ）
- ③ 負傷者に対する応急処置
- ④ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ⑤ 搬送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- ⑥ 被災地の巡回診療
- ⑦ 助産活動
- ⑧ 死亡の確認
- ⑨ 遺体の検案等の協力（状況に応じて）

4 災害拠点病院

県内の災害拠点病院は、県（県医療救護本部）の要請に基づき、各病院ごとに県医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

5 県立医大、県立病院

県立医大及び県立病院は、県（県医療救護本部）の要請に基づき、各病院ごとに県医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

6 日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部は、自らの判断に基づき、又は県（県医療救護本部）の要請に基づき、医療救護班による医療救護活動を行う。

7 県医師会

県医師会は、県（県医療救護本部）の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の地区医師会、病院等によりチームを編成し、医療救護所等における医療救護活動を行う。

8 県病院協会

県病院協会は、県（県医療救護本部）の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の病院等によりチームを編成し、医療救護所等における医療救護活動を行う。

9 県歯科医師会

県歯科医師会は、県（県医療救護本部）の要請及び「災害時における医療救護活動に

関する協定」に基づき、被災地外の支部等によりチームを編成し、医療救護所等における歯科医療救護活動を行う。

1 0 県薬剤師会

県薬剤師会は、県（県医療救護本部）の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の支部等によりチームを編成し、医療救護所等における服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等の活動を行う。

1 1 県看護協会

県看護協会は、県（県医療救護本部）の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の会員等によりチームを編成し、医療救護所等における医療救護活動を行う。

1 2 県栄養士会

県栄養士会は、県（県医療救護本部）の要請及び「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、被災地外の会員等によりチームを編成し、医療救護所等における医療救護活動を行う。

第4 傷病者・医療救護スタッフの搬送

1 傷病者【県・関係機関】

後方医療機関への収容が必要となる傷病者等の搬送は、状況に応じて以下のとおり行う。

- (1) 消防機関は、県または市町村の要請もしくは自らが必要と判断した場合には、傷病者を後方医療機関へ搬送する。
- (2) 重篤患者の搬送については、必要に応じて関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）または和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）のドクターヘリに支援を要請する。
- (3) 広域搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運行を要請する。消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターによる搬送を要請する。
- (4) 国や「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、近隣府県に広域搬送を要請する。

また、県は必要に応じて広域搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）を広域防災拠点等に設置する。

2 医療救護スタッフ【県・関係機関】

DMA T、医療救護班等の医療救護スタッフは、原則としてあらかじめ確保した車両により対応する。

第5 後方医療体制【県・医療機関】

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、被災地域の医療救護所等からの傷病者等

を可能な限り受け入れ、治療にあたる。

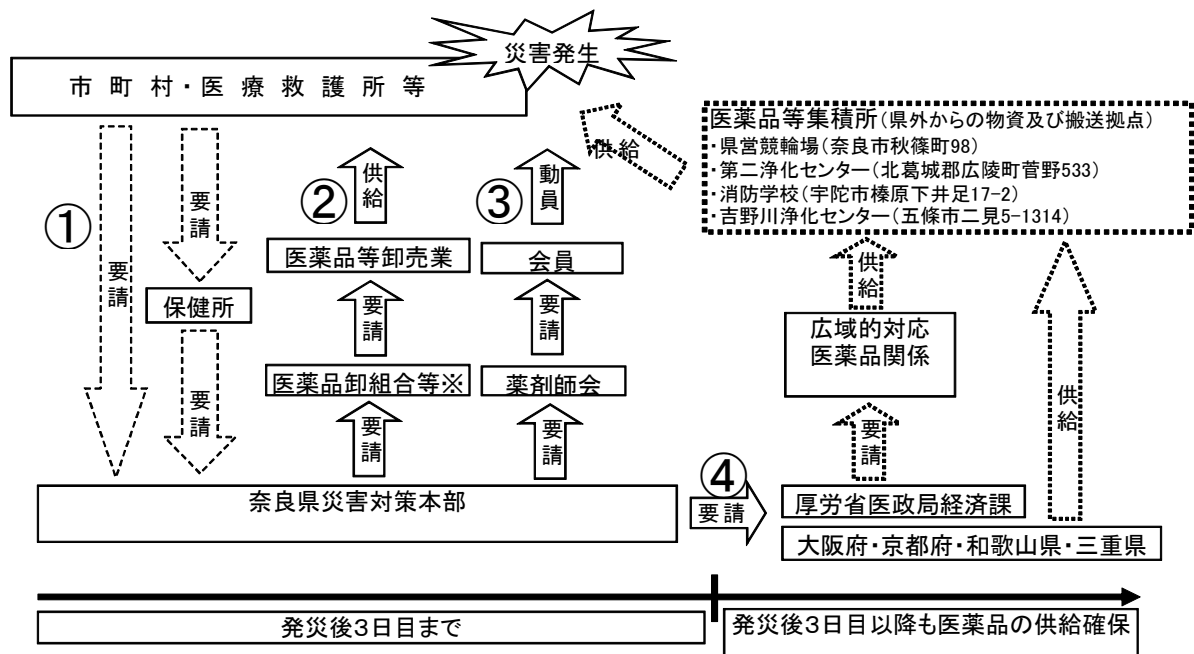
県は、必要に応じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、傷病者の受入れ等、支援要請を行う。

第6 災害時における医薬品等の供給体制

災害時には、情報、通信及び交通の混乱が予想される。こうした混乱時において、医療施設及び医療救護所等へ迅速かつ安定的に医薬品等を供給するため、行政及び関係団体等の担うべき役割分担を定める。

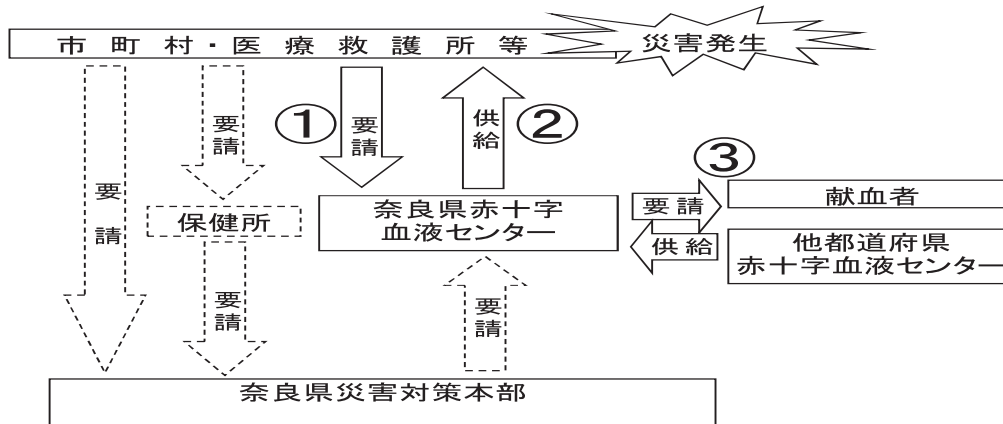
1 医薬品等の要請・供給フロー【県・関係機関】

(1) 医薬品、医療機器、医療用ガス等



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部

2 血液製剤【県・関係機関】



3 災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル

(1) 災害時における関係者の役割分担【県・市町村・関係機関】

① 市町村

市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、不足が生じた場合には、県に支援を要請する。

② 県

(ア) 県は、あらかじめ定めた広域防災拠点のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として指定する。

(イ) 県は、医療救護班及び市町村に対する支援用として、奈良県医薬品卸協同組合、奈良県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会（以下「医薬品卸組合等」という。）に供給等の協力を要請する。

(ウ) 県は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等に基づき近隣府県に支援を要請する。

③ 関係団体

医薬品卸組合等は、県から「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」、「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」又は「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」に基づく医薬品等の供給要請があったときは、組合員等に対し、医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。

④ 奈良県薬剤師会

(ア) 奈良県薬剤師会は、指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的医療救護活動に協力する。

(イ) 奈良県薬剤師会は、県から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。

(ウ) 薬剤師班は、原則として医療救護所等における服薬指導及び医薬品等集積所に

における医薬品の管理等に従事する。

⑤ 奈良県赤十字血液センター

(ア) 奈良県赤十字血液センターは、医療救護所等から血液製剤の供給を要請されたときは、早急に供給する。

(イ) 奈良県赤十字血液センターは、災害発生後、直ちに血液製剤の確保を図るため、被害の軽微な地域に献血班を出動させ、県民からの献血を受ける。

なお不足する場合は、他都道府県日赤支部（血液センター）に応援を要請する。

⑥ 県保健所

県保健所は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、必要に応じ調整を図る。

第7 保健師等による健康管理に関する活動【県・市町村】

県は、市町村からの要請又は県が必要と認める時は、保健師等を派遣し市町村保健師等と連携して活動を行う。避難所においては健康相談や集団指導、被災家庭、仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。

1 初動の支援活動

県は、市町村が把握する災害時要援護者等に関する情報の共有と平行し、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師や管理栄養士・歯科衛生士等が相互に連携して健康相談や集団指導、被災家族への家庭訪問を行う。

2 専門的な支援活動

県は、巡回健康相談の実施にあたり、災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療救護班やこころのケアチーム等と連携して支援を行う。

3 感染症等への対応

県は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、早い時期から市町村と連携し、感染症や食中毒の発生予防、また高齢者は特に生活不活発となりやすいために、機能低下予防に努める。

4 関係機関との連携調整

県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、医療及び福祉関係者や地域住民との連携を図るための調整を行う。

5 仮設住宅入所者等の対応

県は、市町村や関係機関と連携をし、避難所・仮設住宅等における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、血栓塞栓等、積極的な予防活動を行い、健康で自立した生活ができるよう支援する。

第8 在宅難病患者に関する活動【県・市町村】

県及び市町村は、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

1 避難誘導と安否確認

(1) 地域住民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握

（２）保健所、市町村、訪問看護ステーション等による安否確認

２ 医療に関する情報発信と手段の確保

（１）入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信

（奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用）

（２）医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信

（３）医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

３ 個別またはチームによる相談支援

（１）保健所や医療機器取扱業者等による医療機器使用患者の被災状況の把握と相談

（２）保健所による難病患者巡回支援チームや訪問による個別ケア

第９ 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動【県・市町村】

保健予防課、精神保健福祉センター、保健所、市町村は精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

１ 安否確認等

保健所及び市町村は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

２ 精神科病院等の被害状況の把握

保健予防課は精神科病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。

３ こころのケアチームの活動

精神保健福祉センターは、あらかじめ作成する「災害時こころのケア活動マニュアル」（仮称）に基づき、こころのケアチームを編成し活動する。

４ 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

市町村は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

５ 相談支援等

保健所は、こころのケアチームと連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。

精神保健福祉センターは、専門職団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施する。

６ 情報収集・発信

保健予防課、精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約のうえ保健所、市町村等に情報提供するとともに、こころのケアに関する情報発信を行う。

第１０ 医療機関へのライフラインの確保【県・事業者】

県は、医療機関の電気、ガス、水道及び燃料（重油、軽油）等のライフラインの復旧、確保について、優先的な供給が行われるよう事業者に要請する。

第10節 緊急輸送計画

（防災統括室）

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第1 計画の基本方針

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- （1）人命の安全
- （2）被害の拡大防止
- （3）災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

（1）第1段階

- ① 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- ② 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ③ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- ⑥ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- ⑦ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ⑧ 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

（2）第2段階

- ① 上記1の続行
- ② 災害時要援護者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ③ 傷病者及び被災者の被災外との輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

（3）第3段階

- ① 上記2の続行
- ② 災害応急対策に必要な要因及び物資

第2 輸送力の確保

1 市町村及び防災関係機関の措置

- (1) 市町村等は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市町村等が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。
 - ① 輸送区間及び借上期間
 - ② 輸送人員又は輸送量
 - ③ 車両等の種類及び台数
 - ④ 集結場所及び日時
 - ⑤ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
 - ⑥ その他必要事項

2 県の措置

- (1) 市町村等から輸送手段の確保について、県に要請があった場合、又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (2) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は法第71条及び災害救助法第7条から第10条に基づく従事命令を発し緊急輸送に必要な車両等を確保する。
- (3) 知事は、緊急輸送に必要な関係団体と、あらかじめ協定を締結し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。また、関係団体の意向を踏まえつつ、十分に調整を図る。この場合関係団体とは、奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会、奈良県倉庫協会等とする。

3 近畿運輸局の措置

近畿運輸局は、緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対し、運送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の斡旋を行う。

4 奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会等の措置

奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会及び奈良県バス協会等は、各加入会社の車両台数の実態を把握しておき、被災者移送又は物資の輸送が生じた場合は、県との協定に基づき、貨物自動車、乗用車及び乗合自動車の供給に協力する。

5 西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、県の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第3 緊急輸送体制の確立

1 広域防災拠点の確保及び活用

県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第22節 防災体制の整備計画」参照）

- (1) 県営競輪場
- (2) 第二浄化センター
- (3) 消防学校
- (4) 吉野川浄化センター

2 緊急輸送道路の確保

道路は、災害においては消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能することが必要である。

また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限にくい止めるためにも、交通路の確保が重要である。

（「第2章第15節 緊急輸送道路の整備計画」参照）

3 航空輸送の確保

- (1) 緊急輸送及び陸上交通の途絶等による孤立地帯への輸送は航空機（ヘリコプター）による。

そのため、県は県消防防災ヘリコプター、県警のヘリコプター、自衛隊のヘリコプター、他府県の消防防災ヘリコプター、他府県警のヘリコプター、海上保安庁の航空機、日本赤十字社飛行隊、民間航空会社のヘリコプター等の派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、基本的に奈良県ヘリポートを基地とし、各広域防災活動拠点及び災害活動用緊急ヘリポートと孤立地帯との航空輸送の任にあたる。

- (2) 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び市町村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

（「第3章第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照）

第11節 防疫、保健衛生計画

（医療政策部、くらし創造部）

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第1 防疫体制

1 実施責任者

（1）市町村

被災地の防疫は、当該地域の市町村が管轄保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りでの実施が不可能又は困難なときは、管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、管轄保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県（医療政策部保健予防課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

（2）県

県は、市町村における被害が激甚であるため、又はその機能が著しく阻害され、応援を得ても市町村が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認められるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により適切な措置を行う。

2 防疫措置の指示命令

県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。

なお、被害激甚な市町村に対しては、県（医療政策部保健予防課）又は管轄保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携 第12節 災害防疫に定める「災害防疫調査指導票」様式7号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

- （1）感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
- （2）感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
- （3）感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
- （4）感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示
- （5）予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示（市町村に実施させるのが適当な場合に限る。）

第2 食品衛生対策

1 食品衛生監視班の編成及び派遣

県は、災害時の状況に応じて、被災地域が広域に及ぶ等の理由から管轄保健所のみで

は十分な対応ができないと認めるとき又は管轄保健所長から食品衛生監視員の派遣要請があったときは、食品衛生監視員を中心とした食品衛生監視班を編成し、派遣する。

派遣された食品衛生監視班は、被災地の管轄保健所長の指揮のもとに活動を行うものとする。

2 食中毒の防止

県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の食品関係営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員等により次の事項について現地指導を徹底し、食中毒の発生を防止する。

（１）食品衛生関係営業施設の監視指導

食品関係営業施設の被害状況を把握し、停電や浸水等により腐敗、変敗した食品が供給されることがないように監視指導を行う。

（２）食品（救援物資等）の衛生指導

救援物資等食料供給基地での食品の期限表示等、保管方法に関する調査及び衛生指導を行うとともに、避難所等の食品取扱者及び食品の配布を受けた被災者等に対して、食品の取扱いに関する情報提供及び衛生指導を行う。

（３）臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の衛生指導

食品取扱者に対して衛生指導を行い、食品を介して感染する疑いのある疾病等の症状を呈している者が食品の取扱いに従事しないように指導する。

（４）飲料水（水道水）の簡易検査

停電や配水管の損傷等に伴い、水道水の消毒不足又は水道の断水が発生した場合に、消毒効果の簡易検査を行う。

3 食中毒発生時の対応

県は、被災地において食中毒が発生した場合、食品衛生監視員等による食中毒調査を行い、原因究明を進めるとともに被害の拡大を防止する。なお、食品が原因と考えられる感染症が発生した場合は、県保健予防課と連携し、感染症法の規定に基づく調査及び消毒等の指示・命令等を行い、被害の拡大を防止する。

（１）食中毒調査

① 喫食者調査

原因と考えられる食品を喫食した者を対象に、喫食状況及び症状等の疫学調査を行う。また、有症者に対して、必要に応じて検便を行う。

② 施設調査

原因と考えられる施設に対して、食品の調理、保管等の状況及び食品取扱者の健康状況を調査する。また、必要に応じて、食品検査及び食品取扱者の検便を行う。

（２）拡大防止措置

食中毒が疑われる場合には、速やかにその原因と考えられる食品の調理・供給を停止するとともに、被災者等に対して喫食しないように呼びかける。

（３）支援要請

必要に応じて他府県に支援を要請する。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

1 市町村

市町村は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資器材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

2 県

県は、市町村から資機材の斡旋依頼があった場合には、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。なお、県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、国及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等により、隣接府県に支援を要請する。

第4 愛玩動物の収容対策等

1 特定動物の逸走対策

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等）

特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。

（1）飼養者への指示

県は、特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。

（2）飼養者が対応困難な場合の措置

特定動物の飼養者が所在不明であったり、（1）の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

2 放浪犬猫の保護収容

県は、被災により放浪する犬猫について、市町村、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。

3 飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第5 生活衛生対策

県は、市町村が旅館・ホテル等を避難所として利用する場合は、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒

に関する指導等適切な措置を行う。

2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

第12節 支援・受援体制の整備

（防災統括室）

近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、国や他府県等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。また、本県の被害が軽微である場合は、被害の甚大な他都道府県への支援を行う。

第1 広域防災体制の確立

- 1 近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、近畿圏危機発生時の相互応援関する基本協定など既存の都道府県間の応援システムや国等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。
- 2 本県の被害が軽微である場合、被害の甚大な他都道府県への支援を行うためにも、被災地支援の拠点となるヘリポート等を併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致活動を進めるとともに、備蓄庫・ヘリポート等を備えた県の広域防災拠点の整備を図る。
- 3 市町村及び県は、救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について関係団体等と協定締結等を進める。

第2 遠隔都道県との連携

南海トラフ巨大地震が発生すると近隣府県の多くが被災する可能性があるため、大災害が発生してもお互いが同時に被災する可能性が少ない遠隔都道県との連携が必要となる。東日本大震災で得られた教訓を踏まえて改正された「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく近畿ブロック以外の遠隔地域との連携体制等の活用を図る。

第3 被災地への人的支援

市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や全国知事会、全国市長会または全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

第13節 広域避難対策

（防災統括室）

市町村及び県は、本県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。

第1 広域避難者の受け入れ体制の整備

市町村及び県は、本県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。このため、市町村と連携して支援体制の構築を図ることとし、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受け入れるための体制整備を市町村と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

第2 広域避難者への対応

奈良県への避難者に対しては、市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

第14節 物資等の確保

（防災統括室、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部）

最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。こうした被害想定を、県民、市町村及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努めるものとする。

第1 県、市町村、住民の役割分担

1 住民の役割

住民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 市町村の役割

市町村は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

第2 平常時の物資調達

県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行

う。

1 市町村の物資調達

市町村は、供給するのに必要な食料品等の物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に被災した住民に物資を円滑に供給するために、迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (4) その他、物資の調達に必要なことを定める。

2 県の物資調達

県は、供給するのに必要な生活必需品の物資の調達を行うための具体的方法を検討し、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。
- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 平常時の報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第4 食糧備蓄率の向上

県民による食糧備蓄率は防災意識向上及び市町村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、災害による被害の想定は困難であることから、市町村及び県は積極的に災害時の物資確保に努めるべきである。

市町村及び県は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保の手段により積極的に確保する。